射水市部活動の地域展開及び地域クラブ活動推進協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、学校と地域との連携・協働により学校部活動の地域展開を進め、地域クラブ活動等多様な活動の場と機会を提供できる環境を整備することを目的として、射水市部活動の地域展開及び地域クラブ推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議する。

⑴　部活動の地域展開推進に関すること。

⑵　地域クラブ活動の運営方法等に関すること。

⑶　地域クラブ活動の認定制度に関すること。

⑷　生徒のスポーツ・文化活動参加機会の創出に関すること。

⑸　前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、協議会の運営上必要となる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（委員）

第４条　委員の任期は委嘱の日から２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長１人及び副会長１人を置く。

２　会長は、教育長をもって充てる。

３　会長は、会議を進行する。

４　副会長は、委員の中から会長が指名する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、教育委員会が招集する。

２　教育委員会が必要と認めた場合は、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、生涯学習・スポーツ課及び学校教育課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行する。

（射水市学校部活動在り方検討会設置要綱の廃止）

２　射水市学校部活動在り方検討会設置要綱（令和３年教育委員会告示第４号）は、廃止する。